

明治期における速成看護婦養成の状況

—伝染病予防法公布の前後—

上坂 良子¹⁾, 水田真由美²⁾

¹⁾看護史研究会, ²⁾和歌山県立医科大学保健看護学部

明治期10年代(1877)の前後にコレラの流行が相継ぎ, コレラ予防心得(1877), 仮規則(1879)が定められた。これによって終息の兆しはなく, 新たに伝染病予防規則(1880明治13年)として6種(コレラ, 腸チフス, 赤痢, ジフテリア, 発疹チフス, 痘瘡)が明記され防疫機構の整備が始まった。しかし, その後も赤痢等猛威をふるう伝染病による死亡者が急増し予防規則の運用が再検討された。そして「国, 府県, 市町村, 個人, 医師の責務, 負担すべき費用を明らかにし……」, さらに「2種(ペスト, 猩紅熱)加え8種とした伝染病予防法」が制定(1897)されるに至った。

このような時期に我が国にも, ナイチンゲール方式による看護教育が始まりトレンドナースが誕生した(1888, 有志共立東京病院, 京都看病婦学校, 桜井女学校付属看護婦養成所, その後, 帝国大学医科大学看病法講習科, 日本赤十字社看護婦養成所と続く)。教育を受けた看護婦や看護婦会は初期には都会に集中し少人数であったことも起因して, 地方の避病舎への派出要請にも応えていた。人々を伝染病から守る啓蒙教育, 病者を適切な隔離技術をもって24時間携わる看護活動が求められていた。看護婦不足に対応するために彼女らは, 速成看護婦養成の活動にもいち早く取り組んだ。

文献調査によって, 予防法制定前後には看護婦, 医師, 薬剤官(1908)らにより書かれた一般家庭人や速成を含めた専門家対象の看護書が見出せた。1902年の『婦人新報』によると全国には看護婦試験(1900東京府看護婦規則)合格者を含めると約3,300人の看護婦に対し, 約4,800人の速成看護婦数が調査されている。先行研究の蒲原氏による新潟県速成看護婦養成では, 自治体が寺を解放し近郷の医師を動員して養成, 産婆学校に委託, 県や市の衛生会による養成などを挙げている。福島県では, 警察部編纂の医師により書かれた『速成看護法摘要(1900)』が使用されていた。

急性伝染病罹患者と死亡者の急増という社会問題に対し, 看護婦が重要な役割を果たしていたことが以下の事項からうかがえる。

1. 伝染病予防法公布以前から看護婦・医師・行政と連携した田中定(京都看病婦学校7回生)は、『赤痢虎列刺病看護法(1895)』『八種伝染病看護法(1897)』をテキストとして著し, 前者は3か月, 後者は約6か月の速成養成に関わった。この取組みは内務省衛生局から評価され模範とされた。
2. 予防法公布を前後して, 東京では組織統合により常設避病院となった駒込病院(1899~1909年までの医局日誌参考)の看護婦長杉本は, 医師指示のもとに適時予備避病院(本所・広尾・大久保)開設編成や一時閉鎖の管理全般を担当した。ここでは院内チーム連携が行われ, 人員配置や物品調達管理など看護婦主導による看護管理のしくみ形成がうかがえる。
3. 地方への貢献として派出看護婦会による伝染病看護活動は, 東京看護婦会(1891年鈴木雅開設, 大関和継承, 両者は桜井1回生)が代表例である。この評価は郡町村長の謝辞として『婦人新報』に複数回掲載された。大関は赤痢患者死亡率5~6%であったことを後年語っているが, その実践は, 看護とは何か, 看護婦とは何をする人か, 改めて現代に問いかけてくる。
4. 『看護書』を発刊した看護婦たちが複数存在する。現時点で判明しているのは田中定の前述書, 一般家庭対象の平野鑑『看病の心得(1896)』(慈恵7回生), 大関は「八種伝染病看護法1899」を婦人新報に連載, 専門家対象に『派出看護婦心得1899』『実地看護法1908』, 大阪桃山避病院看護婦首座であった油川太嘉(日本赤十字社準備看護婦)は体験をこめ専門家対象に『八種伝染病看護法1901』を著した。伝染病を含めた看護書出版は医師も多数あり, 専門家や速成看護婦養成ニーズへの応需がうかがえる。

速成看護婦養成の評価は散見するが, 十分な分析はなされていない。